

## 工事請負契約事項第25条（スライド条項）について

スライドの種類と特徴（全体スライド・単品スライド・インフレスライド）

項目		全体スライド 契約書第25条第1項～第4項	単品スライド 契約書第25条第5項	インフレスライド 契約書第25条第6項
適用対象工事		<b>工期が12か月を超える工事</b> ただし、基準日以降、 残工期が2か月以上ある工事 (12か月+2か月)	<b>すべての工事</b> (請求日以降、残工期が 2か月以上必要)	<b>すべての工事</b> ただし、基準日以降、 残工期が2か月以上ある工事
請 負 額 の 変 更 の 方 法	対象	請負契約締結の日から12か月経過した基準日以降の残工事量に対する <b>資材、労務単価等</b>	部分払いを行った出来形部分を除くすべての <b>資材</b> （鋼材類、燃料油類等）	賃金水準又は物価水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する <b>資材、労務単価等</b>
	受発注者の負担	<b>残工事費の1.5%</b>	<b>対象工事費の1.0%</b> (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担なし)	<b>残工事費の1.0%</b> (契約事項第29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用)
	再スライド	<b>可能</b> (全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)	<b>なし</b> (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内すべての資材を対象に精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	<b>可能</b>